

嘉悦大学学則

第1章 総 則

(目的、使命、名称及び場所)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところにより、「怒るな働け」の建学の精神に基づき、社会の要請に応じて学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い知識に基づいた実学教育を通じて平和的な市民社会の一員として勤労と責任を重んじ、自発的精神をもって社会の発展に貢献する人材の育成を目的とする。

2 本学は、嘉悦大学と称する。

3 本学は、東京都小平市花小金井南町二丁目8番4号に置く。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項の政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部、学科の定員及び組織

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に、経営経済学部経営経済学科を置く。

2 前項の学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営経済学部	経営経済学科	290 人	3 年次 20 人	1,200 人

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究上の目的)

第4条 本学は、創造的な実学教育と公に資することを目的とした研究活動を行う。

2 経営経済学部経営経済学科は、経済学、商学、経営学からなる創造的な実学教育を通じ、豊かな公共精神と高度なマネジメント能力を持つ有為な人材を養成することを教育研究上の目的とする。

(情報メディアセンター)

第5条 本学に、情報メディアセンター（図書館）を置く。

2 情報メディアセンター（図書館）の長として情報メディアセンター長を置く。

(附置研究施設)

第5条の2 本学に、経営経済研究所及び地域産業文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所の長として研究所長を置く。

(職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、非常勤講師、事務職員及びその他の職員を置く。

(職制)

第7条 本学に学長を置き、学部で学部長、大学院に研究科長を置く。

2 本学に必要なに応じて副学長を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり所属職員を統括する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

6 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

第3章 教育研究協議会・教授会

(協議会)

第8条 本学に教育研究協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(協議会の構成)

第9条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 大学院研究科長

(5) 学長が指名する者

2 学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

3 第1項第5号による者の任期は、1年とする。

(協議会の運営)

第10条 学長は、協議会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した者が議長となる。

2 協議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(協議会審議事項)

第11条 協議会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 本学の教育及び研究の基本方針に関する事項
 - (2) 本学の将来計画に関する事項
 - (3) 学則その他、教育研究に係る重要規則の制定・改廃に関する事項
 - (4) 教授、准教授及び専任講師等の採用計画に関する事項
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、本学の運営に関する重要事項で、学長が教育研究協議会に諮ることが必要と認める事項
- 2 学長は、必要と認めたときは、審議結果等を理事会に具申又は報告するものとする。

(教授会)

第12条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第13条 教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。

なお、学長は、必要に応じて教授会に出席し意見を述べることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、構成員を変更し、又は、その他の職員を加えることができる。

(教授会の運営)

第14条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

- 2 学長又は学部長が必要と認めたとき、学部長は教授会を招集しなければならない。
- 3 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(教授会審議事項)

第15条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、教育研究に関する観点から意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると定めるもの。
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長又は学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、教育研究に関する観点から意見を述べることができる。

第4章 学年、学期、休業日

(学年)

第16条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

第17条の2 第20条第2項により10月に入学した者並びに10月に復学した者の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 前項の学年は、次の2学期に分ける。

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

春学期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学園創立記念日 10月1日

(4) 春季休業 3月26日から4月1日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第19条 修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

3 3年次編入学者は、4年を超えて在学することはできない。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

第6章 入学、編入学及び再入学等

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合には、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 21 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 22 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の出願書類に、別に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 24 条 前条の選考に合格した者は、保証人を定めるとともに、本学の指定する期日までに必要な入学手続書類を提出し、所定の入学手続時金を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第 25 条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者には、選考の上、3 年次に入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(5) 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者

2 転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

第 26 条 削除

第 7 章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第 27 条 経営経済学部教育課程は、社会人基礎科目、専門導入科目、実学専門科目、実務専門科目、実践専門科目、取得資格認定科目に分けて編成する。

2 社会人基礎科目は、次のとおり区分する。

- (1) 大学導入科目
- (2) ICT 基礎科目
- (3) 外国語基礎科目
- (4) 外国語選択科目
- (5) 就業力養成科目
- (6) 社会理解科目

3 実学専門科目は、次のとおり区分する。

- (1) 実学基幹科目
- (2) 実学発展科目

4 実務専門科目は、次のとおり区分する。

- (1) マーケティング系実務科目
- (2) ICT・データサイエンス系実務科目
- (3) 会計ファイナンス系実務科目
- (4) ビジネス法務系実務科目

5 実践専門科目は、次のとおり区分する。

- (1) 研究会 A
- (2) 研究会 B
- (3) 卒業論文・制作

6 授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

第 28 条 削除

(授業期間)

第 29 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(履修の方法)

第 30 条 本学において開設する授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、履修の方法に関し必要な事項は、別に定める。

第 31 条 削除

(履修科目の登録の上限)

第 32 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 学期に履修科目として登録することができる単位数は、24 単位とする。ただし、集中授業による科目の単位数は、含めない。

(履修制限)

第 32 条の 2 各年次終了時において取得した授業科目数、単位数が不十分で、上級年次の履修に支障があると認められる者に対しては、上級年次における履修科目を制限することができる。

(履修科目の登録)

第 33 条 履修する授業科目は、集中講義等大学が特に認めた科目を除き、学期の始めにあらかじめ登録しなければならない。

2 前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し単位を修得することはできない。

(単位修得の認定)

第 34 条 授業科目を履修した者には、認定の上、所定の単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については、授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第 35 条 試験等の時期は、原則として各学期末とする。ただし、本学において必要と認めるときは臨時に行うことができる。

(学修の評価)

第 36 条 成績の評価は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満は不合格とする。

(成績評価基準等の明示等)

第 37 条 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 38 条 大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第 39 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験・実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目で学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められるものについては、必要な学修等を考慮の上、別に単位数を定めることができる。

(メディアを利用して行う授業)

第 39 条の 2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項に規定する授業により修得できる単位数は 60 単位を超えないものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 40 条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該大学等において修得した単位については、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 41 条 本学において教育上有益と認めるとき

は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 42 条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は 短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第 40 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（留学）

第 43 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学で学修するために留学を認めることができる。

2 前項の規定により留学する場合の学修期間は、1 年を限度として本学の在学年数に通算する。

第 8 章 休学、復学、転学、退学及び除籍

（休学及び休学期間）

第 44 条 疾病その他やむを得ない事情により 2 カ月以上修学することが困難のため、休学を希望する者は、保証人連署の上、休学願を学長に提出し許可を得て休学することができる。

2 疾病等のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、原則として 1 学期とする。ただし、当該学期中に休学の理由が消滅しない場合は、保証人連署で翌学期まで延長を学長に願い出ることができる。

4 休学期間は継続して 1 年、通算して 2 年を超えることはできない。

5 休学期間は、第 19 条の在学年数に算入しない。

（復学）

第 45 条 休学期間が満了し、保証人連署で復学を願い出た場合に、学長は復学を許可することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

（転学及び退学）

第 46 条 転学又は退学を希望する者は、その事由を付して保証人連署の上、転学願又は退学願を学長に提出し許可を得なければならない。

（除籍）

第 47 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第 19 条に定める在学年限を超えた者。ただし、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた者は除く
- (2) 休学の期間が満了し、復学の見込のない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 第 59 条に規定する学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 9 章 卒業及び学位

第 48 条 削除

(卒業の要件)

第 48 条の 2 本学に 4 年以上在学し、第 48 条の 3 に定める単位数（以下「卒業要件単位数」という。）以上の単位を修得した者については、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

(卒業所要単位)

第 48 条の 3 卒業所要単位数は 124 単位とする。

区分	履修要件
社会人基礎科目	30 単位以上
大学導入科目	4 単位
ICT 基礎科目	6 単位以上
外国語基礎科目	4 単位
外国語選択科目	
就業力養成科目	10 単位以上
社会理解科目	6 単位以上
専門導入科目	6 単位以上
実学専門科目	12 単位以上
実学基幹科目	12 単位以上
実学発展科目	
実務専門科目	12 単位以上
マーケティング系実務科目 ICT・データサイエンス系実務科目 会計ファイナンス系実務科目 ビジネス法務系実務科目	12 単位以上
実践専門科目	12 単位以上
研究会 A	12 単位
研究会 B	
卒業論文・制作	
取得資格認定科目	

(注) 実務専門科目に関しては、マーケティング系実務科目、ICT・データサイエンス系実務科目、会計ファイナンス実務科目、ビジネス法務実務科目のいずれか一つを 12 単位以上修得する必要がある。

2 3 年次に編入学した者に前項の規定を適用する場合には、「4 年」とあるのは「2 年」と読み替え、62 単位以下を 1 年次及び 2 年次において修得したものとみなすことができる。

第 48 条の 4 削除

(早期卒業)

第 49 条 第 48 条の 2 の規定にかかわらず、本学に 3 年以上在学し、卒業要件単位数以上の単位を優秀な成績で修得した者については、別に定めるところにより、学長は、教授会の議を経て卒業を認定することができる。

(卒業の時期)

第 50 条 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、第 20 条第 2 項により 10 月に入学した者及び在学期間が 4 年を超える者については、卒業に必要な授業科目を春学期に履修して単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

(学位)

第 51 条 学長は、教授会の議を経て卒業と認定された者に次の学士の学位記を授与する。

学 部	学 科	学 位
経営経済学部	経営経済学科	学士（経営経済学）

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 52 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は表彰することができる。

(懲戒)

第 53 条 本学の学則に違反したとき、又は本学の学生としてふさわしくない行為があったときは、学長は懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 厚生施設

(厚生施設)

第54条 本学に学生の健康を増進し、その厚生に資するため、厚生施設を設ける。

第12章 科目等履修生及び特別聴講学生等

(科目等履修生)

第55条 本学学生以外の者で本学において開設する授業科目のうち、1科目又は複数の授業科目を履修希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(特別聴講学生)

第56条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生を特別聴講学生として本学の授業科目の一部について履修を許可することができる。

(聴講生)

第57条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は複数の授業科目を聴講希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、聴講生として受講を許可することができる。

(委託生)

第58条 公共団体、その他の機関の委託がある場合においては、当該公共団体等の職員を委託生として本学の授業科目を履修させることができる。

第13章 学費等

(学費等の額)

第59条 本学の学費及び諸会費（以下「学費等」という。）は、別表2のとおりとする。

(学費等の納付期日)

第60条 学費等は、学期ごとに指定された納付期日までに納付しなければならない。

2 本学において特別の事情があると認められた者は、前項の規定にかかわらず、延納又は分納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の学費等)

第61条 学期の途中で退学する者の当該学期分の学費等は、徴収する。

2 停学期間中の学費等は、徴収する。

(休学期間中の学費等)

第 62 条 休学期間中の学費等は、免除することができる。

(その他の費用)

第 63 条 第 59 条に定める学費等のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

(学費等の不返還)

第 64 条 既納の学費等は、原則として返還しない。

第 1 4 章 公開講座

(公開講座)

第 65 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 1 5 章 雑 則

第 66 条 この学則の実施に関し必要な事項は、この学則に規定するもののほか、別に定める。

附 則 (平成 12 年 12 月 21 日認可)

この学則は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 7 月 27 日認可)

1. この学則は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は平成 1 6 年度以前の入学生については適用しない。
3. 第 3 条にかかわらず、平成 1 7 年度から平成 1 9 年度における経営経済学科の収容定員は次のとおりとする。

年度	入学定員	編入学定員	収容定員
平成 17~18 年度	200 人	3 年次 40 人	880 人
平成 19 年度	200 人	3 年次 25 人	865 人

4. 第 3 条にかかわらず、平成 1 7 年度から平成 1 9 年度における経営法学科の収容定員は次のとおりとする。

年度	入学定員	編入学定員	収容定員
平成 17 年度	100 人	3 年次 15 人	100 人
平成 18 年度	100 人	3 年次 15 人	200 人

平成 19 年度	100 人	3 年次 15 人	315 人
----------	-------	-----------	-------

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日届出)

1. この学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
2. 前項に関わらず、平成 16 年度以前の 1 年次入学者及び平成 18 年度以前の 3 年次編入学者について、第 15 条は、改正前の第 15 条、第 22 条及び第 40 条はそれぞれ従前の別表 2 及び従前の進級・卒業の要件を適用する。
3. 前項に関わらず、大学が必要と認めるときは平成 16 年度以前の入学生に、平成 17 年度以降の入学生のために開設される別表 2 に掲げる授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を、改正前の学則に基づく授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
4. 第 3 条にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度における経営経済学科の経過的学生定員は次のとおりとする。

年度	入学定員	編入学定員	(経過) 収容定員
平成 17~18 年度	200 人	3 年次 40 人	880 人
平成 19 年度	200 人	3 年次 25 人	865 人

附 則 (平成 18 年 12 月 7 日届出)

1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 3 条にかかわらず、平成 19 年度における経営経済学科の収容定員は次のとおりとする。

年度	入学定員	編入学定員	収容定員
平成 19 年度	200 人	3 年次 25 人	865 人

3. 第 3 条にかかわらず、平成 19 年度における経営法学科の収容定員は次のとおりとする。

年度	入学定員	編入学定員	収容定員
平成 19 年度	100 人	3 年次 15 人	315 人

附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、平成 20 年度入学生から適用するものとし、平成 19 年度以前の入学生は従前の通りとする。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成 21 年度以前に入学した者の学則の適用については、その者の入学した年度における学則の例による。

附 則

- この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 22 年度以前に入学した者の学則の適用については、その者の入学した年度における学則の例による。

附 則

- この学則は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 23 年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。
- 第 3 条の規定にかかわらず、経営経済学部及びビジネス創造学部における平成 24 年度から平成 26 年度までの収容定員は、次の通りとする。

学部	学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経営経済	経営経済	840 人	830 人	830 人
	経営法	315 人	200 人	100 人
ビジネス創造	ビジネス創造	200 人	400 人	605 人
合計		1,355 人	1,430 人	1,535 人

(注) 経営法学科の入学者は、平成 24 年度ビジネス創造学部ビジネス創造学科の設置により平成 23 年度までとする。

附 則

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 平成 25 年度以前に入学した学生についての学則の適用については、別に定める場合を除き、当該学生が入学時に適用されていた学則の例による。

附 則

- この学則の改正は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

- この学則の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。
- 2 平成 27 年度以前に入学した学生についての学則の適用については、別に定める場合を除き、当該学生が入学時に適用されていた学則の例による。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日をもって経営経済学部経営法学科を廃止する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、経営経済学部及びビジネス創造学部における平成 29 年度から平成 31 年度までの収容定員は、次の通りとする。

学部	学科	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
経営経済	経営経済	830 人	830 人	830 人
ビジネス創造	ビジネス創造	700 人	590 人	480 人
合計		1,530 人	1,420 人	1,310 人

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度入学生から適用する。ただし、学則別表 3 については平成 28 年度入学者から適用する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した学生についての学則の適用については、別に定める場合を除き、当該学生が入学時に適用されていた学則の例による。

附 則

- 1 この学則は、理事会で決議した日（平成 29 年 7 月 21 日）から施行する。

附 則

1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学者から適用する。
2. 平成 30 年度以前に入学した学生についての学則の適用については、別に定める場合を除き、当該学生が入学時に適用されていた学則の例による。
3. 第 3 条にかかわらず、平成 31 年度から平成 33 年度における経営経済学部の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
----	----	----------	----------	----------

経営経済	経営経済	925 人	1,020 人	1,110 人
ビジネス創造	ビジネス創造	385 人	180 人	90 人
合計		1,310 人	1,200 人	1,200 人

(注) ビジネス創造学部の入学者は、平成 31 年度経営経済学部の収容定員変更により平成 30 年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度入学生から適用する。ただし、学則別表 2 については平成 28 年度入学者から適用する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した学生についての学則の適用については、別に定める場合を除き、当該学生が入学時に適用されていた学則の例による。